

## 特 約 条 項

乙は、本物件の売買契約につき、下記事項を確認・承諾の上、購入するものとし、本契約締結後、下記事項について、甲に対し、異議申し立て、その他費用負担、契約の解除、損害賠償等の法的請求を一切行わないものとする。

(確認事項)

- ・本物件の周辺環境、近隣関係及び本物件に係る法令に基づく制限は引渡し後に変化する場合があること。
- ・東側土地隣接者（城北町三丁目303番1）が所有する工作物（ブロック、土留め等）や樹木が越境している可能性があること。甲は現状有姿のまま引渡すため、工作物の所有者に確認の上、乙が処理すること。甲は、移設・工事等に係る手続き及び費用負担は一切行わないこと。また、越境物の調整も行わないこと。
- ・城北町三丁目303番3の東南側に、直径約10cmの塩ビ管が埋設されており、塩ビ管の深さ及び用途は不明であること。甲は、現状有姿のまま引渡すこと。
- ・上水道は接面道路に配管されているが、引込みに要する費用等が高額になる可能性があること。そのため、乙は引込みに要する費用・期間等を事前に確認すること。
- ・西側隣接地（城北町三丁目306番2、306番9）境界付近に古い給水管が埋設されている可能性があること。詳細は、乙が新発田市水道局業務課で確認すること。
- ・本物件には下水道事業受益者負担金が発生しており、所有権移転後は乙に支払い義務が生じること（第7負担区 690円/㎡、支払い期間は、所有権移転（売買代金の完納）時点における納期未到来分から令和8年度第4期分まで）。
- ・本物件の土壤汚染の状況については、調査は行っておらず、土壤汚染の有無については不明であること。万一、引渡し後に土壤汚染が判明した場合、その除却等の対策費用は乙が負担すること。
- ・本物件の地中埋設物については、その調査を行っておらず、地中埋設物の有無については不明であること。万一、引渡し後に地中埋設物の存在が判明した場合、その除却等の対策費用は乙が負担すること。
- ・本物件の地盤の状況については調査を行っておらず、地盤改良工事の必要の有無については不明であること。万一、引渡し後に地盤改良工事が必要となった場合、乙の費用負担で行い、建物を建築すること。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人（甲） 新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市

新発田市長

二階堂 馨

買受人（乙）